（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、この政令による改正後の第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。

第三条　当分の間、特定学校法人等（学校法人等であって、当該学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）及びこれに準ずる者（一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であり、かつ、その一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者（同条に規定する短時間労働者をいう。以下この項において同じ。）をいう。）の総数が常時五百人を超えるものをいう。次項において同じ。）以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであって、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、私立学校教職員共済法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者としない。

2　特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等の私立学校教職員共済制度の加入者に対する前項の規定の適用については、当該学校法人等が引き続き特定学校法人等であるものとみなす。ただし、当該学校法人等が、その使用する者のうち私立学校教職員共済制度の加入者であるものの四分の三以上の同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十五号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十六号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第一号、第二十七条第一項、第二十八条及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第十一号ホ」を「第二条第十六号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十一号チ」を「第二条第十六号チ」に改める。

第二条中「第四条第三項第三号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第三号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削り、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改める。

第三条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改める。

第四条中「第十三条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第五条第二項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同項第一号及び同条第三項第三号中「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改める。

第六条中「第三項（」を「第四項（」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業」に、「特定流通業務施設の所在地」を「当該区域」に改める。

第七条第一項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「権限（」を「権限並びに法第四条第七項（法第五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、貨物軌道事業に係るもの及び」に、「は、特定流通業務施設の所在地」を「当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域」に改め、同条第二項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「権限（」を「権限並びに法第四条第七項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち」に、「第四条第六項及び第七項」を「第四条第九項及び第十項」に改め、「並びに第六条第二項」を削り、「は、特定流通業務施設の所在地」を「（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域」に改め、同条第三項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流